

第1章 総 則

第1条 (社)茨城県放射線技師会の会務に伴う地区会の活動について定める。

【目的】

第2条 (社)茨城県放射線技師会は茨城県各地区会において県民のために、地域保険医療行政に協力し、社会福祉の増進に貢献すると共に職業倫理の高揚、診療放射線技術の向上発展を図り、もって茨城県民の保健の維持発展に寄与することを目的とし、また、放射線技師の会員相互の親睦と知識の向上を併せてはかることを目的とする。

【事業】

第3条 地区技師会の活動について県技師会の定款第4条【事業】の事業目的に添って行うこととする。

2 地区技師会は県北：北茨城市，高萩市，日立市，常陸太田市，常陸大宮市，大子町

県央：東海村，那珂市，城里町，ひたちなか市，水戸市，笠間市，茨城町，小美玉市，大洗町

県西：桜川市，筑西市，結城市，下妻市，八千代町，古河市，五霞町，境町，坂東市、常総市

県南：石岡市，かすみがうら市，土浦市，つくば市，つくばみらい市，守谷市，取手市，利根町，龍ヶ崎市，牛久市，阿見町，美浦村，河内町，稲敷市

県東：鉾田市，行方市，鹿嶋市，潮来市，神栖市

以上を所轄の地区とし、それぞれ県北地区技師会、県央地区技師会、県西地区技師会、県南地区技師会、県東地区技師会という。

3 日本放射線技師会との関係を強化するとともに、会員が各種認定を取得できる環境を整備する努力をする。

4 各地区の放射線技師会会員のために有益な事業を行う。

5 県民に対し医用放射線の正しい知識を啓蒙する。

6 目的を達するために付随すること。

第2章 役 員

【役員の種別及び選任】

第4条 地区会には次の役員を置く

(1) 地区会代表 1人

- (2) 地区会副代表 1人
 - (3) 地区会委員 8人以内(代表等を含む)
 - (4) 監事 1人
- 2 役員は正会員の中から選任する。
 - 3 地区会の委員について地区会部長に推薦し、理事会において承認する。また、地区会代表、副代表、監事については委員の中から互選とする。
 - 4 上記委員のうち茨城県放射線技師会から選出された委員を1名あて、その委員は茨城県放射線技師会理事会に出席し、地区会にとり有益な事業が行えるよう意見を具申することができる。
 - 5 上記4の委員について茨城県放射線技師会地区会から推薦し、理事会においてはかることとする。

【任期】

第5条 役員の任期は1期2年とする。但し補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員の再任は妨げない。
- 3 役員が辞任した場合または、任期終了の場合においても、後任者が決まるまで、その職務を行わなければならない。

【役員報酬】

第6条 役員は無報酬とする。ただし、会務に要した費用は第7条に沿って支給する。

【活動費,および活動】

第7条 地区会は活動計画に沿って茨城県放射線技師会から活動費として一定額が支給される。

- 2 活動費は決定された額をその会の代表もしくは副代表が授受し、年度末に会計責任者および地区会部長へ報告し、その残額について返納する。
- 3 用途については地区会開催の為の打ち合わせ等に関する委員の交通費、研究会等開催時の諸経費について充てる事ができる。
- 4 地区会開催の為の打ち合わせ等に関する地区会の委員の交通費について、自動車以外を利用した場合も1km当たり20円を会員が所属する施設から会場までの距離の往復に対して支給する。高速道路料金について片道分を支給する。
- 5 地区会を開催するにあたり、企業等からの技術的、学術的協力を期待し、その一部について情報提供等を受けることができるが、協賛、もしくはそれに準ずる金品の授受はできない。
- 6 地区会等開催時の講師の謝礼は原則としてその会の開催に向けて徴収する会費から支出する。
- 7 会員の講演については無報酬とする。但し、交通費として第7条4に準ずる。県外の会員については随時、地区会部長と協議し決定する。
- 8 会員外の講師の招聘を行う事ができる。但し、事前に地区会部長の承認を得る

ものとする。

- 9 原則として、多くの会員の利益につながる可能性がある判断できる講師や、その時のテーマや内容について、県の事業と置き換えて行うこととする。(出来る限り、県学術大会等において開催する)

【会員】

第8条 会員とは茨城県放射線技師会会員であり、自分が所属する施設若しくは居宅がある地区において、そのどちらかの地区会に所属する事とする。

- 2 必ず会費について完納していることとする。

【非会員】

第9条 非会員(放射線技師)について、各種イベント等の参加は認めるが、原則として、会員参加費の3倍を徴収するものとする。また、非会員(放射線技師)は発表、及び講演することはできない。

- 2 学生の参加についてはそれを妨げない。参加費について無料とするが、その他諸費用についてはその都度各地区会にて判断し、地区会部長へ報告する。
- 3 賛助会員(企業関係者)は、参加費について会員と同額とする。

【謝礼】

第10条 講師の謝礼について

- 2 外部からの講師招聘については年に1回程度を基準とし、茨城県放射線技師会から支出することができる。
- 3 会員については無報酬とする。

【報告】

第11条 地区会の会議は地区会代表が召集する。

- 2 具体的な事業計画、および事業を行う必要最小限の予算計画案および役員名簿を指定期日までに地区会代表もしくは副代表へ提出する。
- 3 指定された様式に従い事業報告書、会計支出書(支払い証明書を添付)を指定期日までに地区会代表もしくは副代表に提出する。
- 4 事業報告については書面にて提出する。
- 5 委員会は年2回以上開催する。
- 6 種々イベント等の日時、内容が決定次第地区会代表へ連絡する。

【地区会代表】

第12条 各地区会と協議し事業がスムーズに且つ、有効に機能するよう助言、指導する。

- 2 事業計画、予算計画書案、事業報告書、会計報告書を作成し、提出日を指定し提出を受けること。
- 3 多額な費用が発生する場合はその費用の一部を地区会から支出することができる。

- 4 役員の委嘱について、茨城県放射線技師会会長名で委嘱状を交付する。
- 5 研究会等の日時や内容についてホームページあるいは刊行物に掲示できるよう各担当理事へ通達し指示する。
- 6 理事会へ報告し、承認を得ること。

【その他】

第13条 (社)茨城県放射線技師会監事の監査を受けること。

第14条 本内規の改廃は理事会で行う事ができる。